

## 介護保険事務費交付金（要介護認定）について

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（抄）等… 1
- 三位一体改革（国庫補助負担金見直しについて）… 3
- 介護保険事務費交付金について… 5
- 要介護認定事務の見直しについて… 7
- 参考資料… 10

〔平成 15 年 6 月 27 日  
閣 議 決 定〕

第 2 部. 構造改革への具体的な取組

6. 「国と地方」の改革

(2) 三位一体の改革の具体的な改革工程

① 国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。

このため、「改革と展望」の期間（当初策定時の期間で平成 18 年度までをいう。以下、「6. 『国と地方』の改革」において同じ。）において、別紙 2 の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね 4 兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じた行財政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

(別紙 2)

国庫補助負担金等整理合理化方針

2 重点項目の改革工程

【社会保障】

○ 保険制度、サービス水準の見直し

増大する社会保障分野の補助負担金の抑制等に向けて、医療制度において、公的医療費の伸びの抑制等に取り組むとともに、介護保険制度を持続可能なものとするため、法施行後 5 年を目途とした見直しとして、給付と負担の見直し等に取り組むほか、生活保護その他福祉の各分野においても、制度、執行の両面から各種の改革を推進する。

介護保険事務費交付金については、一般財源化に向けて、地方公共団体における要介護認定に係る事務の定着状況や、地方公共団体の意見を十分に踏まえて検討し、必要な措置を講ずる。

○経済財政諮問会議（11月18日）の厚生労働大臣提出資料

「介護保険事務費交付金については、各市町村の事務の定着状況や意見を十分踏まえながら、「三位一体の改革」における全体の議論や介護保険制度の見直しの議論の中で検討し、平成17年の介護保険制度全体の改革にあわせ、必要な措置を講ずる。」

○内閣官房から厚生労働省への指示事項（一部）（11月22日）

「国庫補助負担金について、平成16年度に2,430～2,500億円を目途に廃止・縮減等といった改革を実現すること。特に、介護保険事務費交付金等の一般財源化に取り組んでもらいたい。」

## 三位一体改革（国庫補助負担金見直し）について

平成15年11月28日

厚生労働省

### ○ 基本的考え方

- ・ 地方自治体間の財政力格差が大きい中で社会保障施策の後退を招かないよう、都道府県及び市町村が必要とする財源が確保され、地域間格差が生じないことを同時に担保することが必要である。
- ・ 法的な措置については、内閣において一括して対応することが必要と考える。
- ・ 平成18年度までに4兆円という三位一体改革の全体の枠組の中で、今回指示のあった額（2,430～2,500億円）を前提に見直す。

### ○ 平成16年度における対応

地方団体の要望のある介護保険事務費交付金をはじめ、法定化された法施行事務費については、一般財源化を図るとともに、生活保護費などの高率の補助金のうち、地方自治体における責任分担を通じて給付の効率化・適正化及び地域間格差の是正につながる国庫補助負担見直し措置等により2,455億円（15年度予算ベース）の廃止・縮減等を行う。

地方の提言に上げられた主な国庫補助負担金項目

主な国庫補助負担金の項目	21世紀臨調	全国知事会	指定都市	市町村サミット	全国市長会
<b>1. 継続すべき対象となりえるもの</b>					
a) 国策に伴う国家補償的性格を有するもの、地方税の代替財源の性格を有するもの 原爆被爆者手当交付金等	○	○			○
b) 災害による臨時巨額の財政負担に対するもの 河川等災害復旧事業費補助等	○	○	○		○
c) いったん国において徴収し地方公共団体に交付する形式をとっているもの 交通安全特別交付金	○		○		×
d) その他の定義					
① 本来的に国の責務で実施すべきもの					
・生活保護負担金		○	○		○
・共済関係等	◎		○	○	
・児童扶養手当給付費負担金等			×	×	○
② 特定地域に交付されるもの					
・電源立地特別交付金等	○	○			○
<b>2. 重点11項目に掲げられているもの</b>					
① 社会保障					
・社会福祉施設整備費補助・負担金	×	×	×	×	×
② 公共事業関連					
・地方道改修費補助等 (うち 地方道路整備臨時交付金)	×	×	×	×	×
・河川改修費補助等	×	×	×		×
・都市公園事業費補助等	×	×	×	×	×
・公営住宅関連施策補助	×	×	×		×
・下水道事業費補助等	×	×	×		×
③ 文教等					
・義務教育費国庫負担金	×	×	×	×	
・公立養護学校教育費国庫負担金	×	×	×	×	
④ 産業振興その他					
・協同農業普及事業、農業委員会交付金等	×	×	×	×	×
<b>3. その他</b>					
① 職員設置費・法施行事務費等にかかる国庫補助負担金					
・介護保険事務費交付金	×		×	×	×
② 公共施設の運営、設備整備費に係る国庫補助負担金					
・在宅福祉事業費補助金	×	×	×	×	×
・児童保護費等補助金	×	×		×	×
③ 補助率が低いもの、創設後一定期間経過したもの					
・廃棄物処理施設整備等補助等			×	○	×

◎; 補助金を廃止して国が行う事業

○; 補助として継続するべきもの

×; 補助を廃止するべきもの

# 介護保険事務費交付金について

## 1. 趣旨

介護保険法第126条の規定に基づき、介護保険の要介護認定に要する費用の2分の1に相当する額を市町村等に対し交付するもの。

## 2. 概要

市町村等が行う要介護認定又は要支援認定の事務処理に要する費用の交付。主な交付対象費用は、

- (1) 調査に係る費用
- (2) 主治医意見書作成に係る費用
- (3) 認定審査会開催に要する費用

## 3. 平成15年度の状況

・事業費：約610億円

(このうち1/2、約305億円を国が市町村に交付)

(参考) 予算額の推移

12年度	13年度	14年度	15年度
246.7億円	250.3億円	251.9億円	304.9億円

(参考) 介護保険法 (抄)

(事務費の交付)

第126条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護保険の事務の執行に要する費用（第二十七条から第三十七条までの規定により市町村が行う要介護認定又は要支援認定に係る事務の処理に必要な費用（略）その他の政令で定める費用に限る。）の二分の一に相当する額を交付する。

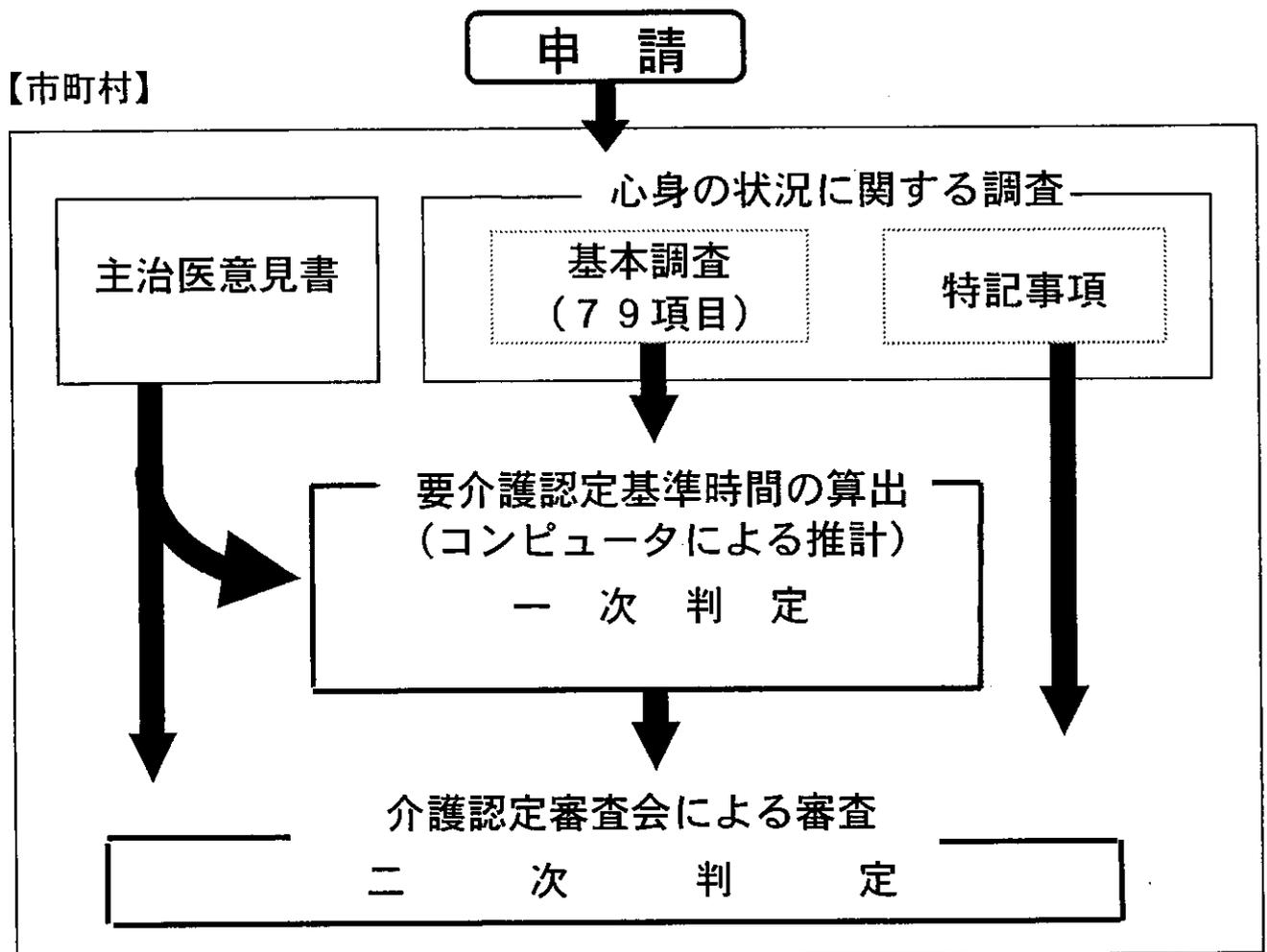
# 介護保険制度における要介護認定の仕組み

## 1 要介護認定とは

- 介護保険制度では、寝たきりや痴呆等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができる。
- この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの判定を行うのが「要介護認定」であり、保険者である市町村に設置される「介護認定審査会」で判定される。
- 要介護認定は、介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定めている。

## 2 要介護認定の流れ

- 介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者より構成され、高齢者の心身の状況調査及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定の結果（一次判定）と主治医の意見書等に基づき審査判定を行う。



## 要介護認定事務の見直しについて

### 1. 考え方

- 介護保険制度施行後 3 年半を経て要介護認定は定着し、評価を得ている。
- 一方、地方自治体における要介護認定事務の負担が増加し、認定事務の効率化を求める声が強い。
- こうしたことから、介護保険事務費交付金の一般財源化に併せ事務の効率化を図ることとする。

### 2. 具体的内容

#### (1) 認定有効期間の拡大

##### 更新認定に係る有効期間の見直し

- ・ 現 行 : 原則 6 ヶ月 (12 ヶ月まで延長可)
- ・ 見直し案 : 原則 12 ヶ月 (24 ヶ月まで延長可※)

(※) 重度の要介護状態 (要介護 4 又は要介護 5) であって、前回認定と変更のないもの限り、認定審査会の意見に基づき決定

#### (2) 認定審査会の運営に係る軽減

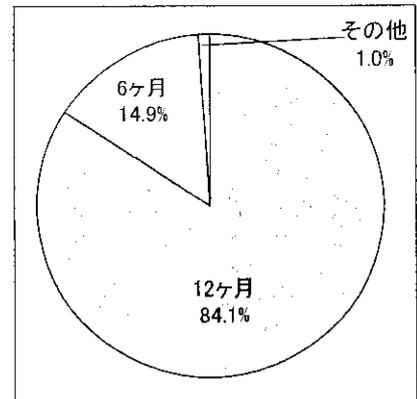
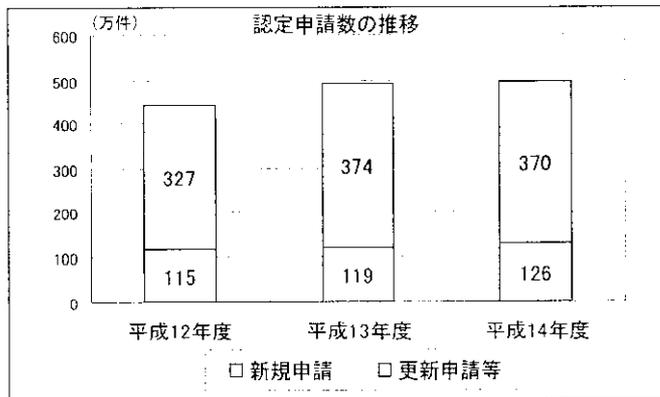
##### 合議体の委員数の見直し

- ・ 更新認定に限り 3 名による運営を可とする。

## 【認定有効期間の見直しについて】

### 1. 認定申請及び有効期間の状況

介護保険制度の定着に伴い、認定件数は年々増加しており、その中で更新認定が約7割強を占めている。  
また、更新認定に係る有効期間は12ヶ月が大半を占めている。



(平成15年9月申請分)

### 2. 介護保険部会委員及び地方自治体等の主な意見

- 認定有効期間の原則を12ヶ月にすること
- 更新認定の有効期間を24ヶ月まで延長すること

### 3. 今後の対応(案)

更新認定について、以下のように有効期間を拡大することとする。また、これにより更新申請数の減少が見込まれる。

・ 現 行 : 原則 6ヶ月 (3ヶ月まで短縮、12ヶ月まで延長可)

↓

・ 見直し案 : 原則 12ヶ月 (3ヶ月まで短縮、24ヶ月まで延長可※)

(※) 12ヶ月を超える有効期間については、重度の要介護状態(要介護4又は要介護5)であって、前回認定と変更のないものに限り、認定審査会の意見に基づき決定

## 【認定審査会の委員定数の見直しについて】

### 1. 認定審査会事務の状況

#### ○ 認定審査会の設置状況

- ・ 認定審査会数：1, 143（8, 594合議体）
- ・ 認定審査会委員数：50, 534人（1合議体あたり5.9人）
- ・ 合議体平均開催回数：1.8回／月
- ・ 合議体平均審査件数：28.2件／回

(図) 認定調査会資料の前回調査結果の表示

- #### ○ 要介護認定の改訂により、審査会資料や二次判定の方法について以下のような見直しが行われており、認定審査会における審査業務の効率化が見込まれる。

認定調査項目		調査結果	○●	前回結果
第1群 (麻痺拘縮)	1. 麻痺 (左-上肢) (右-上肢) (左-下肢) (右-下肢) (その他)	ある		
第4群 (特別介護)	1.7. じよくそう 2. 皮膚疾患 3. えん下 4. 食事摂取 5. 飲水 6. 排泄	見守り等 一部介助 一部介助	●	自立 自立 自立
第5群 (身の回し)	4. スポン等の着脱 3. 薬の内服 4. 金銭の管理 5. 電話の利用 6. 日常の意思決定	全介助 一部介助 全介助	○	

- ・ 更新認定の審査会資料に前回と異なるの認定調査結果を表示（右図参照）

- ・ 日常生活自立度の組み合わせや、要介護度変更の指標等、一次判定結果から要介護度を変更する際の検証指標を表示
- ・ 運動能力の低下していない痴呆性高齢者の要介護度を一次判定において補正

### 2. 介護保険部会委員及び地方自治体等の主な意見

- 認定審査会等の簡素化について検討すべき
- 審査会委員の確保が年々困難になってきている

### 3. 今後の対応（案）

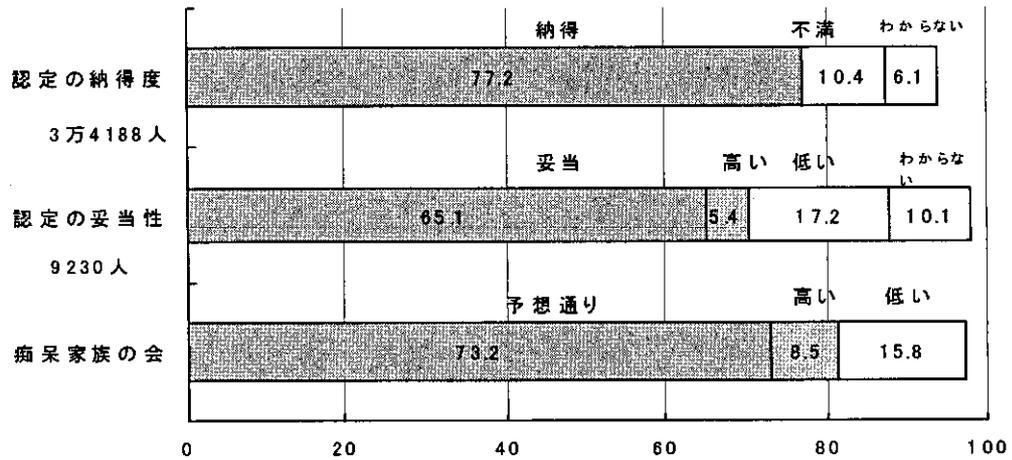
1合議体あたりの委員定数の基準（現行：5人を標準として市町村が定める数）を一部見直し、認定審査会の運営の軽減を図る。

- ・ 更新認定に限り3名による運営を可とする

## 要介護認定について

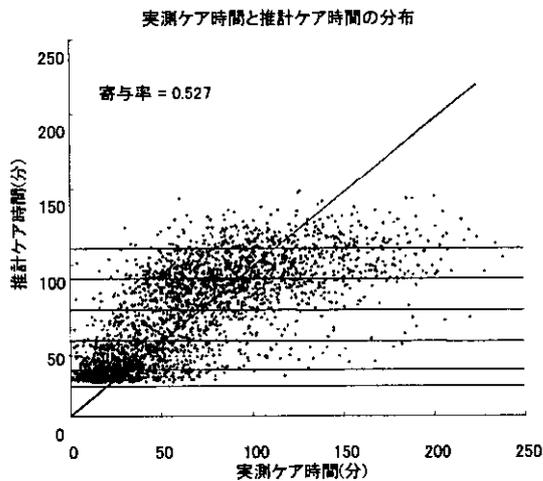
介護保険法施行3年半を経て、要介護認定は定着し、おおむね評価を得ている。

要介護認定の納得度・妥当性



平成15年度には、実態調査などに基づき調査項目や認定基準等の見直しを行い、懸案であった痴呆性高齢者に対する認定も、より精度の高いものとなっている。

(旧ソフトの分布)



(新ソフトの分布)

